

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十九号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号イ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)」以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。))が行うもの(導管ガス供給業を除く。第三十三条第四項において「特定ガス供給業」という。)) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十三条第一項中「除く。第四項」を「除く。第五項」に改め、同項第一号ウ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十二条第一項第一号アに掲げる法人を除く。))」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外

」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 第三十七条の四中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 知事は、第四項前段若しくは同項後段の申告又は前項に規定する申告書の提出がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、第四項及び前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第三十七条の十三第八項中「及び第五項」を「第五項及び前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 知事は、第五項前段若しくは同項後段の申告又は前項において準用する第三十七条の四第六項前段の規定により第五項の規定による申告に代えることができる申告書の提出がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項及び前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

附則第七条の三の三及び第七条の三の四中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（奈良県税条例の一部を改正する条例附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例の一部改正）

第二条 奈良県税条例の一部を改正する条例（令和二年七月奈良県条例第十一号）附則

第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号イ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち」、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法

律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第三十三条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十三條第一項中「除く。第四項」を「除く。第五項」に改め、同項第一号ウ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「（第三十二条第一項第一号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の奈良県税条例の一部を改正する条例附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例(以下「新令和二年改正前奈良県税条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前奈良県税条例第三十二条第一項第三号並びに第三十三条第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。